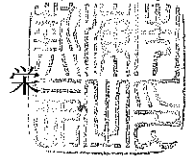


熱海市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成27年 7月30日

熱海市長 齊藤



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
熱海市伊豆山字倉沢216番7、216番1、215番、213番5、213番1及び213番2の地先公有水面埋立造成地 1,797.84平方メートル	熱海市伊豆山字倉沢